サービス利用の流れと基準緩和型サービスの基準について

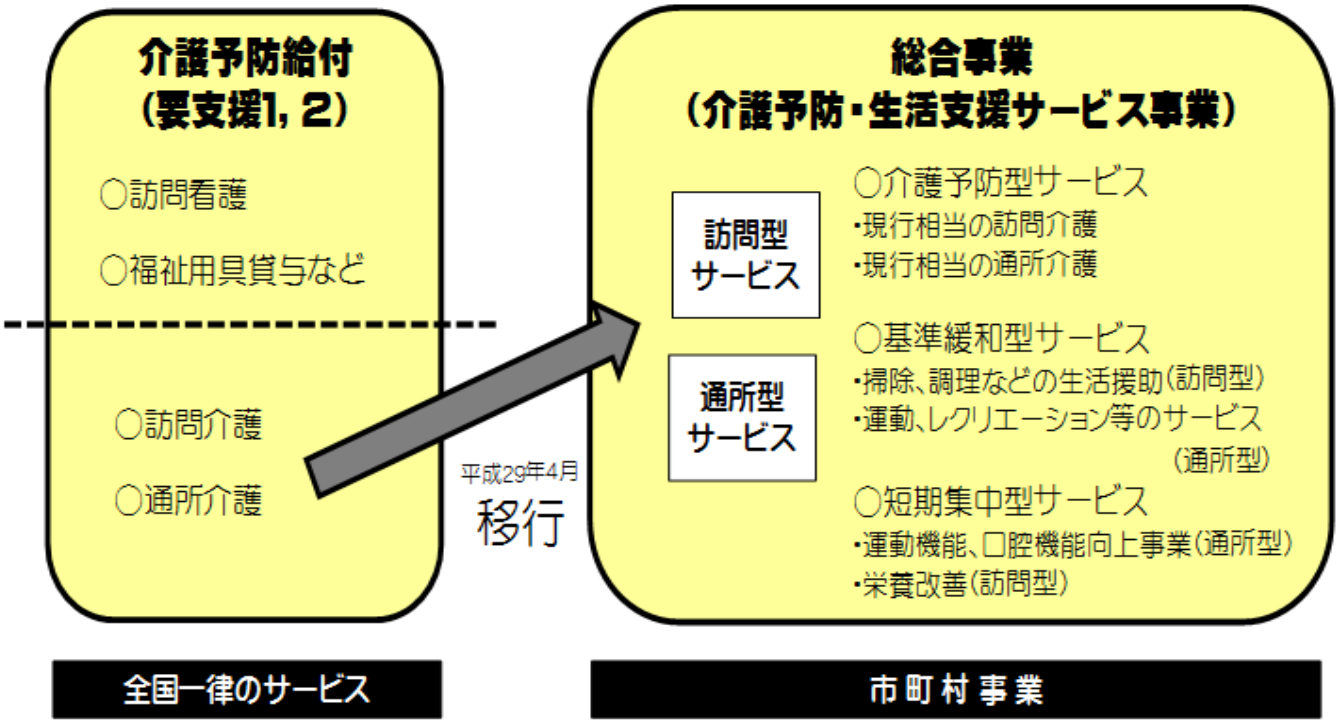

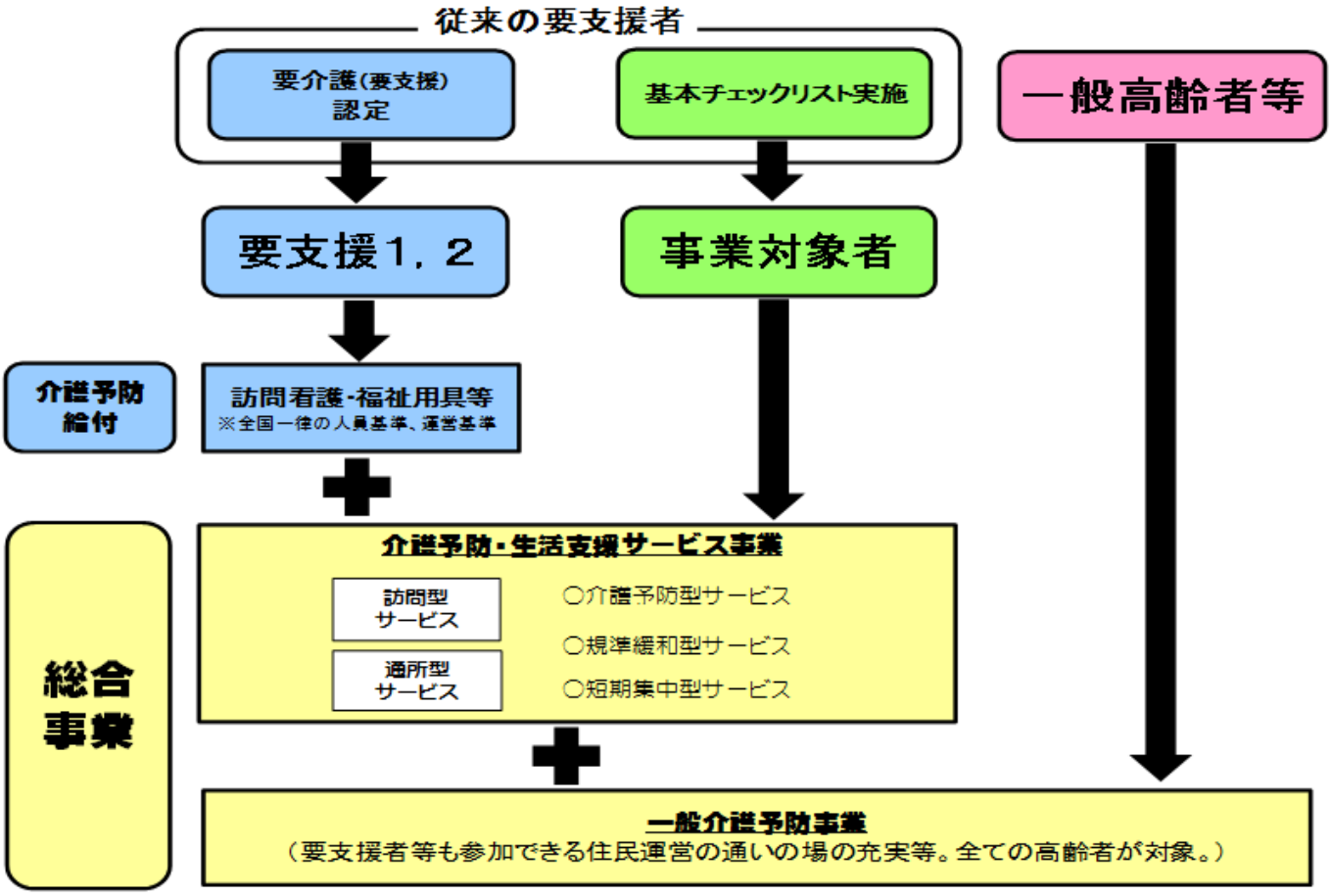

平成 28 年度　第 3 回 金沢市介護保険運営協議会	参考資料２
平成 29 年 2 月 24 日	

基準緩和型サービス（サービスＡ）の報酬単価及び基準について

介護度の軽度の方が、従前と同等のサービスを以前より少ない負担で受けることができる。

(1) 報酬単価は、訪問型・通所型ともに、現行相当の **80%**とする。

(2) **現行の報酬の考え方を基本**とする。

(3) 報酬単価のうち、**加算に係る報酬は現行単価**とする。

(4) 訪問型サービス、通所型サービスともに、**現行相当と基準緩和型サービスの一体型の実施を可能**とする。

・一体型･･･現行相当とサービスＡのサービスを、同じ時間・場所において提供するもの

・単独型･･･サービスＡの支援に特化し、現行相当と時間、場所などを分けたもの

【訪問型サービス】（網掛けは現行と異なる項目）

報酬単価・人員配置基準　⇒　基準緩和型の単価は現行相当の 80%

報酬･･･①ヘルパー資格を持たない者でも従事できること、②生活援助のみ提供すること等を反映

	現行の介護予防訪問介護相当		サービスA（基準緩和型）	
報酬関連	週1回程度	1月につき1,168単位	週1回程度	1月につき934単位
	週2回程度	1月につき2,335単位	週2回程度	1月につき1,868単位
	週2回超程度	1月につき3,704単位	週2回超程度	1月につき2,963単位
	初回加算	200単位／月	初回加算	同左
	生活機能向上連携加算	100単位／月	生活機能向上連携加算	なし
	介護職員処遇改善加算	単位数×一定割合	介護職員処遇改善加算	同左
人員基準	管理者	常勤専従1人（兼務可）	管理者	専従1人（兼務可）
	訪問介護員	常勤換算方法で2.5以上 介護職員初任者研修修了者、ヘルパー2級修了者などの資格が必要	従事者	必要数 （兼務可） 市が定める研修を修了した者（認定ヘルパー）
	サービス提供責任者	利用者40人に1人以上 介護福祉士等	訪問事業責任者	常勤専従1人以上（兼務可）

【通所型サービス】（網掛けは現行と異なる項目）

報酬単価・人員配置基準　⇒　基準緩和型の単価は現行相当の 80%

報酬･･･生活相談員、看護職員、機能訓練指導員を不要とすること等を反映

	現行の介護予防通所介護相当		サービスA（基準緩和型）	
報酬関連	事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月につき1,647単位	事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月につき1,318単位
	事業対象者・要支援2（週2回以上程度）	1月につき3,377単位	事業対象者・要支援2（週2回以上程度）	1月につき2,702単位
	運動器機能向上加算	1月につき225単位	運動器機能向上加算	同左
	介護職員処遇改善加算	単位数×一定割合	介護職員処遇改善加算	同左
人員基準	管理者	常勤専従1人（兼務可）	管理者	専従1人（兼務可）
	生活相談員	専従1以上	生活相談員	―
	看護職員	専従1以上	看護職員	―
	機能訓練指導員	1以上	機能訓練指導員	―
	介護職員	15人まで1人。15人～利用者1人に0.2以上（無資格者可）	従事者	15人まで1人。15人～利用者1人に0.1以上（無資格者可）